

# 法教育研究会第8回会議議事録

日 時 平成16年2月23日(月)  
午後2時～午後4時12分

場 所 法 務 省 大 会 議 室

午後2時00分 開会

土井座長 それでは、所定の時刻になりましたので、法教育研究会の第8回会議を開会させていただきます。

まず、本日の配布資料の確認と、本研究会の論点整理に対して寄せられた意見につきまして、事務局から御説明をいただきます。それでは、お願いいたします。

大場参事官 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は、資料1から5までございます。資料1が「これまでに寄せられた意見の結果」、資料2が「学校教育における法教育と地域社会、家庭教育との連携について」、資料3が「石岡中学校における法教育授業の資料」、資料4が「総合的な学習の時間」について、資料5が「本校の「総合的な学習の時間」について」というものでございます。

その配布資料とは別に、席上に文部科学省の方から御提供いただきましたパンフレットがございます。「確かな学力」と「豊かな心」を子どもたちにはぐくむために」と題するものでございます。

続きまして、資料1としてお配りいたしました「これまでに寄せられた意見の結果」について簡単に御説明申し上げます。

これは、今回の論点整理についての御意見とともに、これまで法務省に寄せられた法教育についての御意見をまとめたものでございます。この法教育研究会には、ここにありますように22の個人と団体の方から御意見を頂戴しております。これをすべてまとめましたものが、この資料1になっております。

意見の内訳でありますけれども、資料1の目次にありますとおり、学校関係者の方が9件、日本司法書士会連合会を始めとして司法書士の団体又は関係者の方々から6件、その他の7の個人・団体の方々から御意見を頂戴しております。

意見の詳しい内容につきましては、お時間のあるときに資料1をお読みいただければと思いますけれども、概略について簡単に御説明申し上げます。

まず、学校関係者の方々からは、それぞれの教育現場における取組みを御紹介いただきながら御意見をいただいております。例えば中学3年生の公民の授業で実際の民事裁判の例を用いて判決の結果を予想させた授業を実践しているといった例のほかに、刑事

裁判の傍聴，税務署職員の講義を受けていることなど，教育現場での取組みについての紹介がなされています。また，意見としても，地域を含めて学校や教職員の法教育についての啓蒙活動が必要であるという意見，高校生自身は身近な法律問題を中心にして法への関心や法知識の必要性は低くないというような意見，教員の法への関心に問題があるのではないかと指摘，また，弁護士の学校への派遣についても一回的なものではなくて継続的なものが必要ではないかとの意見，学校教育のカリキュラムへの取込みがなかなか難しいという意見，各種の教育の中で法教育の定着のためにカリキュラム上での位置付け・指導案・教材例の開発による導入が必要との意見，こういった意見が述べられております。

また，司法書士会関係者の方からは，高校生を対象とした消費者教育を中心に各地で法教育を実践している例が紹介されているほか，高校生に対して，生の事件の実例を挙げて，あらゆる生活の場面に契約があって，法律は身近なものであることを伝えることをその法教育のねらいとしていること，教育のプロであるすべての教員が法教育の必要性を正しく理解して，発達段階に応じた法教育の実践に取り組んでいくことが不可欠である，こういった意見などが寄せられております。

また，個人の方からも，法教育の内容や教材について具体的に言及した意見や，法教育と大上段に構えるのではなくて，身近な問題を年齢に応じた遊びやゲームなどを楽しみながら取り組む必要があるとの意見や，当研究会での教材例や指導例の作成，実践例の報告を心待ちにしていることなど，多様な意見が寄せられております。

本日の研究会の予定時間の関係もありますので，寄せられた御意見の一部を御紹介させていただきます。

これまで，各委員の御尽力によりまして数多くの御意見をいただくことができましたので，これらの意見を踏まえて，本研究会におきましても更に御検討いただきますようによろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは，本日の議題に入りたいと思います。

まず最初に，学校教育における法教育と地域社会，家庭教育との連携について，意見交換をお願いしたいと思います。

これは、論点整理におきまして、「学校の教員による法教育を中心としつつも、法律の専門家等の支援、家庭教育との連携、地域社会とのかかわりなどについても、この点について検討する」とあることを踏まえまして、最後にまとめます報告書におきましても本研究会としての基本的な考え方を示していくために、議論をお願いしたいというものでございます。

お手元に、資料2として「学校教育における法教育と地域社会、家庭教育との連携について」と題しますペーパーをお配りしておりますが、ここに本研究会の論点整理の抜粋と、参考としまして、中学校学習指導要領の総則及びその解説を載せております。

御覧いただければお分かりかと思いますが、例えば、中学校の学習指導要領を見ましても、家庭や地域社会との連携は重視されておりますし、その趣旨として、各学校は家庭や地域の人々とともに生徒を育てていくという視点に立ち、開かれた学校づくりを進めていく必要があるとされております。これは法教育の実施におきましても欠かせない視点であり、法教育の充実に当たって、学校教育と地域社会あるいは家庭教育とがどのような連携を図っていくかについて、本研究会でも基本的な考え方を示していく必要があると思っております。

それでは、早速ですが、まず最初に、学校教育における法教育と地域社会との連携につきまして御意見をいただきたいのですけれども、荻原委員は、様々な取材活動等を通じて地域の方々と実際に触れ合う機会も多いと存じますので、そのような御経験を踏まえて、どのように地域社会と連携していくべきかについて御意見をお聞かせいただきたいと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

荻原委員 様々な取材を通じてと、それから、私は埼玉県のと光市に住んでいまして、と光市の中でいろいろ気が付くことを一々動き回ってやっているのですけれども、それを通じて感じたことから言っていきたいと思うのですけれども、「街づくり」というのがやはり一つのキーワードになるかなと思って、これを軸にこの点を考えてみたいと思ったのですけれども。

今、街づくりのいろいろな市民団体とかがありますけれども、どんな状態かといいますと、中学3年の公民の教科書では、ヨーロッパなどの町並みが綺麗なのは、ヨーロッパの人たちは、道路とかそういった町の造りを自分の庭と思って、みんなで造っている、町を自分たちで造っているからこんなに綺麗なんだという記述があったので

す。これは子供の教科書を見て、ああ、そうだったんだと思って私も感心したのですけれども。

そういう一人一人が町を造っている一人なんだと思っているヨーロッパの人に比べて、日本の街づくりにどうやって人々がかかわっているかと言いますと、すごくお粗末でして、例えば、これは私の地元で起ったのですけれども、歩道を新しく綺麗にするというときに、ある日突然、けばけばしい柄の歩道ができてしまうのですね。それも黄色と緑の市松模様になりそうになって、愕然として市役所に文句を言ったわけですがけれども、もう決まったことですからと。どこで決まったんだと聞くと、道路課が決めたと言うのです。そういう色になる、そういう柄になる、これは町全体の景色ががらっと変わるのですけれども、事前に写真でも貼って、こうなりますけれどもいかがでしょうかという問い合わせもない。

それから、もう一つ、日本で非常に珍しいというか、日本では当たり前でもヨーロッパではあり得ないだろうなというのが、電柱広告。電柱一つ一つに、何とか質店だとか、何とか産婦人科だとか、そういうのがいっぱいいつているわけですね。町のどこが汚いかというのを写真に撮って調べていくと、そういった一つ一つの広告が汚らしいと思って、何でこれがこんなところについているわけと調べていきますと、誰も文句を言っていない。文句を言って来たのかもしれないけれども、許されてしまっている。これはヨーロッパではどうかといいますと、あり得ない。まず、一つ一つの看板とかそういったものは、つけていいかどうかの許可が要る。例えばパリですと、景観委員会みたいなところがあって、JALの広告は真っ赤っかじゃないですか、すると、これはパリの町にふさわしくないといって色を変えさせるぐらいの力を持っているわけです。そうやって町の景観というのを調和のとれたものにしていく。それは、市民が自分たちの町を造っていくという気持ちがあるから。幾ら商売で、この色なんだ、マクドナルドはこの色なんだと言っても、それはだめなわけです。

そういう街づくりに参加できないもどかしさというのですか、本当は電柱に広告つけてもらいたくない、うちの前に質屋だとか、何とか肛門科だとか、そんなのつけてもらいたくないと言っても、止めるわけにいかない。これで街づくりはできないなと思いました。

じゃあ市民が参加するといいい具合に街づくりができるかという、それもそうではなくて、これは最近の「まやかし住民参加」。公園を造ります、橋を造りますというとき

に、住民を参加させて何か形を作っていくときに、住民をただ参加させていくとどういうことになるかという、「ディズニーフィクション」という現象が起こるんだそうです。ディズニーランド風というのですけれども、女・子供の好きな形、例えば橋に花柄がついちゃうわけですよ。それも、よくあるのが、その市の花だったり、市の鳥だったり、それが意味もなく柄に入り込んでいると全体の景観と全くマッチしない。

それとか、うちの近くの公園の場合は、ほとんど木のない、遊具だけの公園になってしまいました。これは、周りの子供のいる人たちが集まって、どういう公園がいいかしら、すべり台がいいわね、ブランコがいいわね、あれがいいわね、これがいいわねといくと、それで全部予算を使い切ってしまうと、木が植えられなくなってしまう。本来公園は何のためにあるかということを考えたら、それは都市緑化技術開発機構に聞いてみると、やはり防災の意味もある。関東大震災のときに、木が生えている公園に逃げ込んだ人は命拾いをしている。ただ、木のない広場に行った人は焼け死んだ。だから公園の周りには木を植えなければいけない。学校の周りにも木を植えなければいけない。その基本の情報もなく、みんなでない知恵だけで議論をすると、とんでもないものが出てきてしまう。

ですから、住民参加といっても、非常にきめの細かい、様々な情報、デメリットやメリットや、これまでの経験や、そういった蓄積を集めた形で議論しないと、住民参加したからいいものができるかという、そうでもない。その辺が街づくりの難しさだと思っています。

もうちょっと広い意味で、法律の方もそうですけれども、例えば紛争が一番多いのが建築紛争なんですけれども、東京の場合だと、隣にビルが建って全く日が当たらなくなった、突風が吹くようになったとか、そういうのが最も多いわけですけれども、江戸時代には建築紛争というのは余りなかった。なぜなかったかという、地域に、例えば京都ですと、町の定め - 「チョウ」の定めというのかもしれませんが、というのを地域で決めていまして、軒の高さまで決めている。それから、町屋造りだとこの辺に中庭を作る、それも細かく決めていますから、狭いところでも風通しが良かったり、隣近所の争いのないような作り方ができていたし、それから、大工さんも地元の人ですから、余りおかしいものは作れないというのがあって、紛争にはならず、綺麗な町並みが江戸時代はできていた。

それが今どうして建築紛争が出てきたかという、これは自分の土地なんだからどん

なふうに作ったっていいじゃないかと。それも、建築会社は東京から来た、全然地域と縁もゆかりもないところですから、隣の家の居間のちょうど目の前にトイレを作るような設計をしてしまうということも起きてしまうわけです。

それに輪をかけて、法律がどんどん規制緩和の時代になってきましたので、私が取材したケースですと、広い通り、幹線道路から、20mだったかと思うのですが、そこまでは商業地域で容積率がかなり大きかったわけです。そこに10階建てのマンションができた。でも、そこから奥は途端に住宅地になりますから、容積率が低くて、3階までくらいしか建たなかったですね、ちょっと前までは。それでマンションは4階以上を住宅として売り出したわけです。4階以上にマンションを買って住んでいた人たちが、老後もここで過ごそうと思ってずっと暮らしていたのですが、あるとき、裏の3階建てまでしか建たないはずだったところに同じくらいのマンションが建つことが分かった。どうしてなんだと調べてみると、法律が変わって、幹線道路から20mじゃなくて、更に10m広がったところまで容積率が高くなっていったのです。そうしたら、4階以上は絶対日が当たるからと思って買っていたのに、突然真っ暗なマンションになってしまうのです。その法律改正のときにその住民たちに説明をしたのですかというのと、多分、官報に出ましたとか、そういうのはあったかもしれないけれども、あなた方にこういうことが起こり得ますよという説明は一切なく、気が付いたら法律が変わっていた。こんなルールがころころ変わる国では安心して一生をかけた家は買えないなという気になるのはしょうがないなと思いました。

これと同じことが、総合設計制度という規制緩和の、ボーナスが付いちゃって幾らでも高いビルが建っちゃいますよというの、周辺の住民が幾ら反対したって、建築基準法がオーケーであれば建てられちゃう。去年か何かにした都市再生特別措置法なんていうのはもっとひどくて、「特別地区」だったら日照権も何も要らない、環境アセスメントもしなくていい。でも、それができるときも何も議論がなかった。気が付いたら、作り手の作り易いような法律にどんどん変わっていたというのが、このバブルから10年ぐらいの日本の建築基準法とか、都市計画法の世界ではそうだったんですね。

ルールは一体誰が作るのかというと、建築業界や不動産業界が作るわけではなくて、国民が作るのですけれども、この法改正に国民が参加していたのかなというのと、議員さんが参加していたじゃないかと。次に住民参加の国際比較ということになりますけれども、じゃあ議員さんは本当に住民の代表なんだろうかというのと、これは大変大きなクエ

スチョンマークがつきます。

例えば市議会議員，県議会議員，これは，今2月議会が開かれていますけれども，平日の昼間に議会が行われるということは，普通のサラリーマンは見にも行けないし，参加もできない。議員にもなれない。でも，ヨーロッパやアメリカの場合ですと，土日や夜に議会が開かれるのです。だからサラリーマンが議員になれるし，あるいはスウェーデンなんかだと公務員でも議会に議員として参加することもできるんだそうです。本当に住民の代表であるのであれば，たくさんのサラリーマンがいるこの日本でサラリーマンが参加できない議会は代表じゃないなと。だから，構成を見てもみますと，そういった議員さんの構成は，ほとんどが自営業，そして，自分の商売に関係があるのか，土建屋さんが多い。これでは本当の住民の代表にはなり得ないなと。

それと，地方議会は，ヨーロッパの場合ですとほとんど無給です。だから，夜とか土曜日にやって。だから，政治屋みたいなものは出てこないわけですけども，公共のために献身しているという自負だけでやっている議員さんがほとんどです。ですから，みんなヨーロッパの人たちは議員さんのことを「先生」とは呼ばないです。自分たちの代表だから，同じレベルだと思っている。ここのところが，そもそも住民参加ができていない根っこだなと思っています。

法律が決まるときも，そういった住民の代表と言えないような人たちが議員になっていますから，誰のために法律を作るのかというときに，多くの場合，業界団体の意向を酌んだ法律ができてしまう可能性がある。

何年か前に定期借家というものの法律改正があったときに取材したのですが，定期借家法が改正になるときに，積極的に改正したいと言っていたのは不動産業界だったわけですが，これに対して，家を借りている側とかそういった人たちは，定期借家というのは期限を決めて2年契約とか5年契約で家を借りたら，有無を言わず5年目にはもう全部契約なしになって再契約をするという契約なのですけれども，だから借家人の居住権というのがなくなってしまって，問題のある法律と言われているのですけれども，当時，私はマスコミにいまして，議論を見ていました。実は法制審議会では，この問題は反対だよということで既に決着した問題だったのに，もう一回蒸し返された形でやっていました。

そして，面白かったのは，ヨーロッパでは定期借家は当たり前ですという形で議論が進んでいったのですけれども，法務省の出される資料と建設省の出される資料で180



度違う資料が出てくる。そして、どっちが真実なんだということで、ドイツだとかフランスだとかイギリスだとかに徹底的に取材をしました。それに詳しい先生方に。ドイツには口ケも出ました。そうしたら、法務省の方が正しかった。でも、国会の議論はどちらの議論で進んでいったかという、建設省の議論で進んでいってしまったのですね。マスコミはどちらの議論を載せていたかという、建設省の、ヨーロッパでは当たり前という、当たり前じゃない、間違っただけ資料が出回っていた。「嘘ばかりじゃない、この法改正」とか当時思ったんですね。

このように、法律を作るときに「正しい情報」と「積極的な議論」がないと、問題というのは解決しないのですけれども、「正しい情報」というこの部分が、日本では、「本当かな」ということが多くて、先ほどのヨーロッパでは当たりの定期借家というのかなりいい加減だったのですけれども、私は環境問題を12年やっているのですけれども、容器リサイクル法ができるときに、空き缶の回収率というのが非常に大きな問題になっていたわけです。空き缶がその辺らばら道路端に散乱しているし、空き缶とかを何とかリサイクルしなければいけないというときに、ほかの欧米諸国では、回収率を上げる、散乱ごみを減らすためには、空き缶をお店に戻すと10円戻るというデポジットという方式をどんどん取り入れているわけです。しかし、日本ではそのときにどういう議論がされたかという、空き缶の回収率は日本は世界のトップクラスだからデポジットする必要はないということだったのです。でも、空き缶の回収率が世界のトップクラスというところが全然嘘でして、環境庁の研究員が、調べてみて分かったのですけれども、まったくそれがインチキで、50%そこそこ、世界のトップクラスとは程遠い。これは、私は現場で取材していて、回収率70%とか当時言われていましたけれども、あり得ない数字だと思っていましたけれども、本当にそのとおりの数字、嘘の数字で法律が改正されてしまった。できてしまったというか。でも、その空き缶回収率の嘘は、当時から私みたいなオタクの記者がさんざん、「嘘だ、嘘だ」という放送はしていたのですけれども、でも、業界が発表する空き缶の回収率だけで法律ができてしまう。そして、この5年間、大変な税金の無駄遣いをして空き缶の回収率は大したことないという、問題解決に全然至らない状態を生んでしまったのです。

話が飛んでしまって申し訳ないのですけれども、この国の一人一人をパブリックな人間にしていくとしたら、みんなで嘘を言わないようにする。でも、みんな嘘つきは結構商売のために嘘を言うのですけれども、嘘を見抜く力を付けさせることが必要だなと。

大人も嘘をつくんだよ，役所も嘘をつくことがあるんだよということをやっぴり様々な場面で教えていかなければいけないなと思いました。生きていく力としてやっぱり必要なのは，嘘を見抜く力かなという気がするんですね。

だから，学校で何が必要かというと，まず，徹底的に様々な情報を集めさせて，議論させること。例えば，うちの子供がそうなんですけれども，中学校にジャージ登校で行くわけです。ジャージ上下着て。私から見たらとんでもないと思うんですけれども，そういう決まりになってしまって，運動部でもないのに，みんなジャージ着て，春夏秋冬着ていくわけです。「これ，おかしいじゃない」と言っても，決まっていますので，汗をかいても，体育の後もジャージのまま，真冬でもジャージのまま，真夏でもジャージのまま。まず，そういう身近な問題から，今ジャージ登校をしているけれど，これってなぜこうなったのかとか，それから，それに対して悪い点はないのかとか，いい点はどういう点なのかということ，そういう身近な点から議論させてみることは必要かなと。そして，自分たちの便利さだけではなくて，世間から見てどうなのかなとか，そういう議論するということは学校の場面でもたくさんあるんじゃないかと思いました。

それから，マスコミに対して言うと，嘘情報を流すなど，嘘情報には責任をとれとかと思っちゃうんですけれども。私が言うのも変なんですけれども。裏も取らずに流したためにどんなにひどいことになったかというのを，私，たくさん見てきました。例えば地域振興券ですけれども，あの地域振興券のきっかけになったのは港区のプレミアム付商品券だったのですが，大成功，大成功といって港区のプレミアム付商品券が地域振興券に発展したんですけれども，港区でそのプレミアム付商品券が大成功したというのは大嘘で，プレミアム付商品券を買ったのはたった120数人だったんです。みんな100万円以上買ったんです，その一人一人が。税金を6,000万円ぐらいかけて，123人に恩恵を与えただけだった。車買ったりとか，そういうときに使う人だけだった。それなのに，大成功としてどこかの新聞が書いてしまったから，これで消費が拡大するとなっちゃいまして，全国的な地域振興券に発展してしまって，9,000億円の無駄遣いにつながった。だから，ほんの小さな嘘が，どんどん大きな嘘になっちゃう可能性があるんで，小さな嘘もたたかなければいけない。マスコミは，そういう嘘を見つけるというのを，やっぱり仕事をちゃんとして欲しいなと思いますね。

それと，最近のニュースを見ていて思うのは，私はそのニュースを作っている方でもあるんですけれども，ヨーロッパのニュースと比べて違うのは，これから法律がどう変

わろうとしているのか、それにはどんな議論があるのかという、そういったニュースがテレビだとかは少な過ぎるなど。新聞では時々、年金の話だとかありますけれども、先ほどの建物の容積率の話だとか、そういう法改正の議論はほとんど見かけないです。それでどういうふうに暮らしが変わるのか、どんなことが起き得るのかというのはほとんど見かけないです。ヨーロッパの例えばZDFというドイツの放送局だとかだったら、これに対して何とか党はこう言っている、何とか党はこう言っているというニュースが毎日のようにあるのですけれども、日本は、小泉さんが何を言ったとか、それに対して野党が何を言ったとか、人についての放送が多くて、法律についての放送というのがないんじゃないだろうかと思いました。だから、法律に対する興味も薄い。人についての興味は高いのです。古賀潤一郎さんが何とかだとかですね。そういう人についての興味はあるんだけど、法律についての興味が、多分そういったマスコミを通じても薄められてしまうんじゃないかなという気がします。

あと、地域の様々な、歩道の色だとか、橋の造り方だとか、そういった街づくりに対しては、うるさいおばさんは私みたいに時々いるかもしれませんが、ほとんどの人が興味を示さないでいるのはなぜかと考えると、やっぱり地域に暮らしてないんだなと。多くのサラリーマンは寝に帰るだけで、自分の町がどういうふうになるかということに余り興味・関心を持っていないのはなぜなのだろうかと思うと、それは働き過ぎだからじゃないかと思うのです。もっとお休みがあって、あるいは土日に地域の活動とかに積極的に参加するようなことになれば、あそこの歩道が今度工事が始まるらしいけれども、こんなふうになるらしいよとか、そういう井戸端会議から、いや、それはこうした方がいいよとかいう人も出てくるだろうし、やはり地域活動に参加するサラリーマンが増えてくれないと、大人になっても公民にならないなと思うんですね。今は大人も公民じゃないと思います、全然。それを子供に求めても無理だなと。

そんなところから結論を言うと、みんなが変わらなきゃいけないので、子供だけ変われ変われと言ってもだめなので、自分のお父さんやお母さんも地域の様々な団体に入って街づくりに参加しているというのを子供が見れば、その後姿で、自分たちの町は自分たちで造るんだし、自分たちで守っていく、それが法律づくりに興味を持つようになるということにつながるんじゃないかなと思っています。

ちょっと長くなってしまいました。

土井座長 どうもありがとうございました。

荻原委員の方からは、街づくりという視点で、そこに対する住民参加の必要性、その中で大きな問題としては、ルール作りへの参加についてお話いただきました。ただ、住民参加だけでいいのかということになれば、当然、実質的な議論を行う前提となる情報が的確に提供されること、あるいはそれに対する判断能力というものを住民が持っていないといけないんじゃないか。その前提として、法教育の問題、あるいは情報提供の問題について、マスメディア等の関係を踏まえて御発言をいただきましたが、この点につきまして、どなたからでも結構ですので、地域社会の問題等との関連で御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

前回までの議論の中でも、ルール作りの問題というのは法教育の大きな役割の一つだという御意見を広くいただいております。そのルール作りを考える上で、できるだけ身近な素材というものを取り扱うべきだろうという御意見が多く出ておりますが、その意味では、今日、荻原委員の方からおっしゃっていただいた街づくりの問題というのは、定期借地借家制度ぐらいになってくると非常に大きな問題といたしますか、難しい問題になってくるわけですが、街づくりの問題というのは基本的な問題になるかと思いたしますが、このあたり、御意見等があれば、いかがでしょうか。

高橋委員 よく考えがまとまらないのですが、自分の小さいときを考えると、町にいれば、近所のおじさん、おばさんがちょっと声をかけてくれて、いろいろなことを教えてくれたというのがありますね。あと、私たちがやっている消費者教育の視点から考えると、例えば、お店に物を買に行くというのが、もしかしたら消費者としての自分の主体のスタートであったりということがあって、それは、例えばいろいろな商店に行く場合、いろいろなことをお店の人が教えてくれて、物の買い方であるとか、物の選び方であるとか、そういうことは地域の人が教えてくれたような気がします。

私が住んでいる福島県郡山市というところは30万都市なんですけれども、休日、町に出ると、子供がいないですね。外で子供が遊んでいない。もちろん、その周りの大人もいない。どこにいるんだろうと思うと、デパートにいたり、本当に限られたところにしかいない。本当に自分のうちの周りで生活をしているという、そういう生活が何か中堅都市で少なくなっているのかなという気がします。

ですから、ある意味で、そうやって一生懸命街づくりするというのは、イコール人作

りであるのかなというところもあると思うんですね。

私、小さいときからボーイスカウトという社会活動をやっているのですが、今も指導者をやっているのですけれども、20年ぐらい前に小学生だった子が、大学生になって、大人になって、毎年のようにいろいろな形で遊びに来てくれるわけですね。そういうことで、学校であったり家庭であったり以外のところがかかわれる大人がいるというのは、やっぱりそれは地域の非常に大事なところであるというような気がします。何かのときに隣の鈴木先生から、少年事件の子供さんがよく遊びに来てくれるなんていう話もあったのですけれども、どこかで頼れる大人がいるというのは子供が成長する中で大事なことなのかなという思いは非常に感じています。

考えがまとまらないですけれども、ちょっと今考えたところを述べさせてもらいました。

土井座長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。

今、荻原委員から出していただいた例、歩道造りの問題ですとか、電柱広告の問題を取り上げていただいたわけですが、これは議論の立て方を考えると非常に面白い素材でして、御報告いただいた中でもおっしゃっていただきましたが、片方にはやっぱり所有権というのがある。自分の財産というものは自分の処分に属するのであって、そこにどうして自分の思いどおりの建物を建ててはいけないのかというのが片方の主張にあるわけですね。もう片方は、町のデザインを美しくしたいという希望を実現するためには全体としてデザインをしないと、ばらばらなものでは困るのだと。それは何で支えるのかというと、住民参加なのだ、民主主義なのだとおっしゃるということです。

電柱広告の問題となってくると、これは所有権の問題ではなくて、今取り上げられた例というのは営利広告の問題ですけれども、必ずしも電柱に貼られるのは営利広告だけではありませんで、様々な政治表現ですとか批判的な表現ですとか、片方に表現の自由の問題が出てくる。その端的な例といいますと、私の大学は非常に自由な大学でして、幾ら新しい建物を建てても、いろいろなビラが貼られてあっという間に汚くなる。よそから見ると、何なんだこの大学はというぐらいに汚くなっているのは、これは片方ではやっぱり表現の自由だということが言われるからです。それで片方は、大学の方はもっと綺麗にしてくれと言うのですけれども、なかなかうまくいかない。そうすると、

いろいろな意見がある中で、どういふ解決をルールとして導いていくのか。個人のそれぞれの主張というのを大事にするのか、やっぱり全体の調和というのを大事にするのかと。そして、それを実際の問題として議論したらどうかという意味においては非常に面白い素材だろうと、今後教材等を作成していただく上でも非常に参考になる意見ではないかというふうに、個人的には思います。

そのほか、いろいろな御意見、ございますでしょうか。

地域の問題については、今後、法教育を議論していただく上でも重要な点でして、これは少し御紹介がてらということなのですが、ここは法教育を検討する場ですが、司法ネット構想というのが別途司法制度改革でございまして、法律雑誌である「ジュリスト」の1262号で、司法ネットの構想の課題ということで座談会が行われております。その中で鳥取県の片山善博知事が、司法教育というのは非常に重要だというふうにおっしゃってまして、一人一人の子供たちが成長して法的トラブルに巻き込まれないようにするにはどうすればいいのか、あるいは人権が侵されたときにそれを回復するにはどうすればいいのか、司法はそのときどきにどうやって利用することができるのかといった、こういう教育をしていくことが非常に重要だ。私はそういう司法教育は自治体の役割の一つだと思うし、自治体自体、県自体が司法に馴染んでいく、あるいは積極的に日常的に司法とかかわっていくということも非常に重要なことだと思う。それは司法のアクセス、あるいは国民の司法に対するアクセスを確保する上でも非常に重要なことだという発言をされております。

それを受けてに、これは民事訴訟法を専攻されておられる山本和彦一橋大学教授が、司法へのアクセスの障害を打破していくということが必要だが、様々な障壁があるんだけど、最後に残るのは、恐らく国民の心理的な障壁、それは法に対する、あるいは司法に対する敷居の高さ、近寄り難さというものが最後に残るんじゃないか。それを打破していくためには子供のころから教育が行われるということが必要であって、そういう目的を実現するためには、司法教育の充実、またそれに対して司法ネットが積極的に関与していく必要があるんだという御議論をされておられます。

司法ネットそのものは、国民の司法へのアクセスを確保するという重要な役割を持つものでありますが、地域との関係というのも一つの大きな問題になっておりますので、制度として見たときには、司法ネット構想が、法教育を実現していく、あるいは充実させていくための重要な手立てになるかと思っております。しかし同時に、こういう司法

ネットなるものの充実をしていくためには、逆に国民の幅広い支持が必要なのであって、そのためには、司法そのもの、あるいはこういう司法ネットというものに対する重要性というものを国民に認識していただきませんか、これは財政的にも大きな問題がありますので、立ち行かない。その意味においては、今度は法教育が非常に大きな意味を持ってくる。相互の関係というものであろうと思います。

荻原委員がおっしゃっておられますように、非常に大きな問題、様々な形で起こっている問題というのは、やっぱり地域を単位にして考えていかなければいけないという面がございます。法教育の問題もそうでした、やはりこういうものを実現していくためには身近な地域との連携というのが必要になろうかと思えます。親を含めて最近の人たちというのは地域に関心が薄いんじゃないかという御指摘がありましたけれども、その中でも、ふと地域の問題の重要性に目覚めるのは、やっぱり学校教育の問題なんですね。自分たちのコミュニティーの学校がどうなっているのかという問題が子供を通じて直接入ってきますので、それを契機にしてコミュニティーの在り方を考えるということはやっぱりかなりあると私は思います。

その意味では、この法教育の問題もやっぱり地域で十分議論していただく必要が今後あって、私が京都から来ているからというわけではありませんけれども、東京で号令をかけると、明日から日本国中が変わるというわけでは必ずしもないわけで、やっぱり、こういう学校教育の根幹にかかわるような問題については地域との連携というものを十分に図って議論していく必要があるのではないかとというのが個人的な思いでございます。今後、この問題についても議論を深めていただいて、最終的に基本的な考え方というのを示していければというふうに思っております。

地域に関する問題はこの程度にしまして、引き続き、学校教育における法教育と家庭との連携について御意見をいただきたいと思えます。

この点につきましては、まず、これまで研究会で保護者の立場からも御発言をいただいております山根委員の方から最初に御意見をお聞かせいただければと思えます。よろしく申し上げます。

山根委員 法教育と家庭ということですが、本来家庭の持つべき役割や機能、責任というものがしっかり果たされていけば、今の日本で問題とされていることのほとんどが、社会全体のモラルの低下ですとか、犯罪の増加や低年齢化などなど、ここまで日本

が悪くなることはなかったんだろうかというふうに思いますと、悲しくなります。ただ、嘆いていて、家庭の力の回復を待っていても仕方がないので、できることから社会や学校で対策を講じなければいけないのではないかと思います。

今、栄養士とともに、栄養教諭と呼ばれる食の専門家を小・中学校に配置するというようなことが進められているようですけれども、今という時代が必要としたものなんだろうというふうに思います。カウンセラーも必要なんだと思う。そういったいろいろな専門知識を持った人が学校にかかわるようになっていくのであって、それは、教師だけでは時間的にも、また問題が多岐にわたって専門性が求められるということから、そういったことが登場してきているのだと思います。それで、子供たちが様々な犯罪に巻き込まれないための指導も定期的に行われて欲しいし、インターネットや携帯電話の使い方や契約などに関するトラブルの増加を考えると、そこにもその部分の専門家の指導が欲しいし、あるいはまったくほかのところ、小学校で基礎体力の低下を問題視するというのであればスポーツの専門家にも指導して欲しいなというふうになってきます。家庭の力の不足と、問題の複雑化や多様化や、また教師の仕事量とのバランスを考えれば、学校に外から新しい力を投入して協力してやっていくということは相応であろうし、今後も増えると思います。また、学校以外で、例えば試験の点数の取り方は塾で習うことが当たり前のようになっていますし、運動も更にやるということであればスポーツクラブのようなところに入ってすることが当然のようになってきています。希望があればそういう様々なところから専門的なものを取り入れている現状があるわけで、ただし、基本的な、平等に与えられるべき教育ということで考えていくと、小学校でも中学年ぐらいからは教科や各分野で専門性を求めて、教科担任制のような形、またグロブティーチャーのような人を積極的に授業の中にも登場させるような、そういったやり方が時代に合ってきているのかなというふうにも思います。また、法教育ということで法の知識の定着を本当に考えるのであれば、小児科医や歯科医が校医さんということで各学校に決まった方がいらっしゃると思いますけれども、そういったように学校ごとに嘱託の法の専門家を設けて、積極的に学校にかかわっていくというようなこともありなのかなというふうにも思います。

そういったふうに、学校というところに多くを期待するのであれば、様々な人や形を用いて信頼関係を築いた上で進めなければならないわけで、既に保護者や地域が積極的に学校の運営に参加・協力するところも増えてきております。例えば、図書のボランテ



ィアであったり、パソコンの指導や、様々な職業体験のような形のものや、スポーツや英会話の指導など、それぞれいろいろ特徴のあることがされていると思いますし、そういったことから、父親たちも学校へ足を運ぶ人が、少しずつだと思えますが、増えてきているように私は感じています。そういった活動の日程の設定ですとか、それぞれの立場の連携においてまだまだ課題は多いと思われまじけれども、法教育においても大いに学校や家庭と協力して、様々な活動が展開されるようにと思っています。そういった家庭や学校、地域との連携というのは防犯という面でも大きな力を持ちますし、子供たちは周りの多くの大人に見守られているということで安心感を得ることもできると思います。

次に、学校で法教育というものがなされる場合、まず、その必要性を保護者がきちんと理解するということがとても重要になってくると思います。先生がますます忙しくなりそうと心配されることもありますし、受験の勉強に役立つのかしらとか、法学部に行くわけじゃないのにとか、また難しい勉強が増えて大変だとか、そういうふうな声が聞こえてくるような気がします。必ず望まれる、喜ばれるとは限らないと想像されるわけで、まずそこをクリアしてからでないとうまく運ばないわけでありまして、そこを共有認識を持ってから、あとは、保護者は法教育に関心と期待を持って全面的に協力できることは協力するというところで、それが役割になってくるのかなというふうに思います。

ところで、話は変わるのですが、保護者が学校行事で積極的に参加したくなるものといえば、やはり運動会や発表会など、子供の活躍する場、子供たちの生の様子を知ることができる場であると思います。授業参観もそれに当たると思うのですけれども、ただ、いつもの先生が淡々と教科書を進めていくようなものだと、今の忙しいお母さん、お父さんたちは魅力を感じずに、参加者はとても少ないです。親だけの参加の教育講演会のような催しだと、残念ながら今はPTAの関係者だけが参加するような現状だと思われまじ。しかし、自分の子供の発表があったり、一緒に何か新しいものを体験するような形の催しであると、参加者は増えると思います。そういったふうに運営を工夫して、結果として、親子で正義や法の在り方を考える機会に自然になるとすばらしいなというふうに思います。

いつも言われていますように、年代や発育段階に合った、そして身近な話題の興味から発展して、社会の仕組みや国の仕組みを考えるようにしていく、そういう教え方がうれしいと思います。そういった法教育への関心と理解が進めば、後押しの態勢ができ

て、望ましい展開が得られると思われます。

そして、子供が法教育をスムーズに受けとめて、成果を上げるには何が前もって必要になってくるのかな、親が日々暮らしの中でできることは何かというふうに考えますと、漠然とはしていますけれども、やはり子供にたくさんの経験をさせるとか、話をするとか、子供の話を聞いてやるとか、道は長いですがけれども、そういうことなのかなというふうに思います。住んでいる町の様子や、町で働く人々の様子を見るだとか、銀行や郵便局やいろいろなところを見たり、体験したりする、お父さん、お母さんはどんな仕事をしているのかを話して聞かせるとか、あと、病気や障害を持つ人も世界にはたくさんいるということを知るとか、いろいろなのですからけれども、そういったいろいろな経験や人との出会いによって身に付くと思われるのが、発想の豊かさとか、想像力とか、好奇心とか、そういうもので、それが大事になってくると思いますので、ゲームばかりして、一人で食事をして、あと塾に行く、その往復だけのようなことだと、法教育を受けとめようとする心の準備ができないのだろうというふうに思うので、難しいですがけれども、そこが家庭の一番の役割なのかなというふうに思います。

子供の話を聞いてやるということもとても難しく、大切だとは思いますがけれども、つい私も、「だから結局何が言いたいのか」とか、「説明が下手ね」というようなことを言うてしまうのですけれども、それでなくても、今、社会全体で会話をするというようなことが減ってきているので、話す自信をつけるためにも親は子供に話をさせて聞いてあげなくてはならないなと痛感して、反省しております。

大体こんなところなのですからけれども、「月報司法書士」の方でも、「学校の授業に法教育で望むこと」ということで書かせていただいたのですけれども、今日もなかなか明確な提案というか、具体的なものはできておりませんので、漠然と、ああして欲しい、そうなるといいというような話しかできないのですけれども、ただ、子供を取り巻く環境は悪くなる一方で、親たちは多くの不安を抱えて暮らしております。法教育が少しでも安心な社会へと導くものになって、将来、子供たちが、こういう仕事をしたいとか、自分たちでこういう世の中にしていきたいというようなこと、そういう意欲や夢を持てるようになることを望んでおります。ありがとうございました。

土井座長 どうもありがとうございました。

家庭教育と法教育の関連について、今の山根委員からの御意見を踏まえて、いかがで

しょうか。どなたからでも結構ですので、御発言をお願いいたします。

荻原委員 さっき座長が、親が地域と繋がるのに学校が窓口になることが多いんじゃないかと。そうだろうなんて思うのですけれども、地域に入っていくのに、母親だとPTAで地域の人たちと知り合うのですけれども、父親はPTAの役員をやらないものですから、やっぱりPTAの役員を父親ができるようにする方が早いんじゃないかななんていう気がするんですね。

それと、最近、週休二日制はいいのですけれども、お休みが増えて、運動会とかを平日にやったりすることが多くなりまして、だから、単なる講演会だとみんな行かない、本当にPTAの役員しか行かないのですけれども、運動会とかそういったものはやはり土曜日とか日曜日とかでなるべく、自分の子供以外の子供を地域の人たちが見る唯一のチャンスが運動会だったりするので、この辺、何とかしてもらわないとなと思うんですね。そして、自分の子供以外の子供たちを見ることで声をかけられるようになるだろうし、この地域の子供たちがもしかしたらぐれているのがたくさんいたら何とかしようと思いつくこともあるかもしれないし、地域の窓口としての学校ががちがちに平日だけになってしまうと、もう窓口になり得なくなってしまうなど、今、山根さんの話を聞きながら、思いました。

土井座長 学校がどの程度保護者の参加を誘導できるかという問題で、私の経験からしても、一番保護者が見に行くのは幼稚園で、その次に小学校ぐらいまで行くのですけれども、中学校ぐらいになるとどうなんだろうという感じもないわけではありません。今日は学校の先生方の中でお見えになっておられるのは永野委員だけですので、この辺、保護者の参加の現状とか、どういう形の参加がありうるかということで何かありましたら。

永野委員 運動会とか発表会については、管理職、運営者の気持ち一つというところがあるので、心ある管理職ですと、土日にきちんと開催して、月曜日とかにいわゆる代休をとるようにして、見てもらうということを行います。授業参観ということだけではなくて、今、開かれた学校づくりということが、特色ある学校ということで、非常に経営的な手腕を管理職に求めていますから、授業参観でなくても、授業を参観したいんですけ

どということを保護者が言うと、基本的には断りません。

授業参観で淡々とした授業だと面白くないから行きたくないわというのはとてもよく分かるのですけれども、学校の授業は、楽しいのではなくて、分かる授業でないといけ  
ないので。分かるの次にできるという力を付けないといけませんから、楽しいオープン  
エンドの授業は、基本的には授業参観だって大切な一コマの授業ですので、プリント学  
習させているというのはちょっと先生としてどうかと思いますけれども、きちんとした  
淡々とした授業は花丸で合格だなというふうにして、今聞いていました。

平日の昼間に、学校の先生も実は家庭を持っているので、例えば、本当は夜に保護者  
会を開いた方がいいのですが、保護者会を開く先生はじゃあ実際にどこから来ているん  
ですかというと、八王子の中学校の先生の居住区が実は葛飾区であったりとか、1時間  
半ぐらいの通勤は頑張れということになっていますので、先生自身も自分のコミュニテ  
ィーに帰れないということもあるのですね。そうすると、例えば自分の時間を犠牲にし  
て土日とか夕方に私のクラスは保護者会を開きますという、非常に自己犠牲的な開き方  
しかできないというのがあります。その時間調整とか、調整給をくださいということ  
を実際にできるのかというと、コマ数が詰まっていると、勝手に自分で土曜の夕方に保護  
者会を開いておいて、正規の、コマ数が組まれている時間割を削るとするのは一人二人  
のためにできないというのがあります。

あと、聞いていて、私も中・高校生の母なので、家庭の持つべき役割の部分としては  
大変痛い部分があるのですが、例えば食の教育であるとか、カウンセラーとか、インタ  
ーネット・携帯等防犯教室というのは、学校とは言いませんけれども、全部外注になっ  
ていて、本来は家庭で、食の教育も含めて食べさせなければいけないし、悩み事だけ  
なくて、普段からの会話でカウンセラー的な気持ちで自分の子と向き合わなければいけ  
ないですし、インターネットというか、パソコンを買うだけではなくて、インターネッ  
トの防犯上の注意というのも本来は親がやるべきことなのですが、できればそういうも  
のを学校でしてもらえたらいいんじゃないかというような、そういう御要望にはお応  
えすべきだとは思いますが、じゃあ御家庭の方ではということころでは、みんな  
ちょっとお任せにしているところもあるかなという感じがします。

保護者会は本当にお母様だけで、それも特別に問題のないお子様のお母様が出席でき  
るのであって、やっぱりちょっと、うちの子はほかの子に迷惑かけてるんじゃないかし  
らと思われるお母様はなかなか出席しづらいというのがあります。ましてお父さんにお

いては出席率が基本的にゼロというのがあります。

あともう一つ、公教育ということでここで話をしているから、そういう地域のというふうになるのですが、現実的な問題として、小学校6年生のところでは私立の中学校に大分抜けていくというのがあります。そうしますと、私立の中学に抜けてしまうということは、朝から、お父さんは会社で、お母さんがやっぱりどこかに働きに出ている、僕もちょっと遠い中学校、お姉ちゃんもちょっと遠い高校に通っていると、地域に密着しているのは家庭に誰もいないという状況になっています。それを考えると、街づくりと言ったところで、誰が担い手になるのかといったときに、ある程度中核をなすような住民が実はその町には昼間はほとんどいないんじゃないかなというのが実感としてあります。

以上です。

土井座長 どうもありがとうございました。

最後の問題提起は非常に大きな問題として、私学教育が充実するということが自体は悪くはないわけで、当然そういう形になるわけですが、しかし他方で、公教育との関係でいくと、学校を中心にあつたであろうと想定されるコミュニティーが必ずしももう強固な基盤を持っていないという点がないわけではないという御指摘だろうと思います。

今のような点で何かございますでしょうか。

江口委員 どの角度から入っていいか少し迷っていますが、地域社会の問題、あるいは家庭の問題というのを、家庭そのものに問題がある、あるいは地域社会そのものに問題があるとすると切り方は多様で拡散しすぎます。例えば、拙訳の『わたしたちと法』は、家庭の中に解決すべき問題がある、あるいは地域社会の中に、やはり問題があつて、それを解決していくときにどうしたらいいのと問います。そのときに、法に関連して大切な知識や大切なスキルや大切な信念みたいなものが見えてきます。だから、それを学んでみようよと展開します。学ぶことによって、それが地域の中にもし解決の資源（リソース）があつたり、手段があつたり、あるいはルールがあつたりしたら、そこを利用したり考え直してみようよという、スタイルです。少なくとも法教育とは、地域や家庭には解決すべき問題があり、その問題を合理的に、あるいはお互いに話し合いながら解決していく、そんな学習として考えれば、地域社会や家庭の教育のあり方が、直接的に入り

込んでくるとは限らないとも考えます。地域社会そのものが病である，あるいは家庭そのものが病であるという議論をやり始めると，今度はそこにいる人そのものが問題ではないかという議論になります。私もいい家庭人でない面もあり，そのようになると，かなりしんどいことになります。これは土台から変えなければいけないということになっていくので，息の長い議論が必要になります。むしろ，もう少し収斂させて，法と関連して議論できないかなという気がしています。

土井座長 地域社会の問題そのもの，あるいは家庭教育の問題そのものを議論するというやり方，それは当然，長期的にはあるわけですが，江口委員からの御指摘としては，そういう問題があるとして，それを解決するためにどういう議論のやり方があるのか，どういう問題解決の方法があるのかというのを考える機会として法教育を位置付ければどうかという御指摘だろうと思いますが，いかがでしょうか。

鈴木委員 私も江口さんに賛成でありますけれども，例えば家庭の親とかに入ってもらふということは，さっき山根さんがおっしゃったように，法教育の必要性をきちんと理解してもらふという意味でも大事なことだろうと思います。そして，それは恐らく，翻ってじゃあ実際自分たち大人はやっているのか，ああ，こんなやり方があるんだなとか，そこでまた学ぶことにもなりますので，法教育を子供だけ，あるいは学校だけに閉じ込めないで，もっと広くオープンなものにしていくいい機会だろうと思います。

また，アメリカのプロジェクト・シチズンという取組みがありますけれども，あれは，地域の問題を子供たちに発掘させて，それをどう解決するかということ子供たちが考える，それに地域のいろいろな，さっき江口さんがおっしゃったりソースですけども，いろいろな人たちに話を聞きに行ったり，意見を出したりというようなことをやっていく，周りにいる大人がそれを温かく見守ってあげるというのですかね，そういう取組みをすれば，そういう地域も恐らく，私も地域というものはどこにどうあるのかと思うぐらいの人間ですけども，回復されるのか，新しく生まれるのか分かりませんが，作り出されるのではないかというようなことを感じています。

それから，先ほどの父親の参加のことで，私自身も余り学校には行かないのですけれども，都内の中学校に「おやじの会」というのがあって，最近，僕の先輩がそこに講演に行くというので，それに付き合わせてもらったのですけれども，そこなんかでも初め

て外部講師を呼んだということでしたけれども、徐々に、そういうものを何とか回復したいと大人がかかわる、それも学校側もかなり積極的に、校長や教頭もそこに積極的に関与されていまして、そういう動きは恐らくあるんだろうなと思います。

ですから、法教育も、学校教育の中で、授業の中でやるのもそうですし、PTAあるいはおやじの会の人たちも巻き込んで、こんな問題を、じゃあ大人がこんなふうに考えるのはどうだろうというようなことを、子供がやったのと同じ問題を大人版でやってみるとかそんなことをしてみると、子供たちの方がいい意見が出たりとかするんじゃないかなと。そういう取組み方としてとらえるのであれば、この連携というのが何らか生きていくような気はします。

土井座長 どうもありがとうございます。

大場参事官 法教育の必要性について、今、鈴木委員がちょっとおっしゃったのですが、山根さんの先ほどの発表の中でも、保護者にとって法教育の必要はどの程度あるのかというのを理解してもらおうということが非常に大事だと思うんですね。先ほども受験科目との関係の話もありましたし、いろいろな教育が必要だとされている中で、法教育と言われると、まず親が、どんなものかも分からなくて、「また新しいものが増えるのか」と、そういった意識を持っていると、全国津々浦々に法教育を広めようというときの妨げになるのではないかなという心配があるのですが、そういった新しい法教育が重要ですよということ、その必要性・重要性を分かってもらうためには、じゃあどうしていったらいいんだろうかということ、それについて何か、山根さん、ないしは永野さんの御意見があれば、伺えたらなと思います。

土井座長 いかがでしょうか。

山根委員 その点は私もいろいろ考えたのですが、なかなか具体的ないい案は浮かびません、すごく単純なあれですが、やはりいろいろな媒体を使ってアピールするというのがまず浮かぶことです。

あとは、やはり犯罪の増加とか、先ほどから言っていますけれども、モラルが低下してとか、その辺りが回復するということをどれだけ期待できるかというか、そこに大き

く期待できるということであれば、親としては乗ってくるというか、そういう気持ちはあります。

土井座長 永野委員の方は何かございますでしょうか。

永野委員 いろいろな問題を解決していくのに、それが例えば街づくりであっても、少年犯罪であってもなのですが、そういうのを解決していくスキルを学んでいくことが大切なんだというメッセージを具体的にどうやってという、こういう案はどうですかというのは今出ないのですが、そこが一つ山場なんだなというふうに思います。

先ほど鈴木委員の方から、親も例えば模擬裁判の判決例、裁判員制度というのが一番手っ取り早い切り口なのかなとは思っていますが、親にも3匹の子豚の事例の模擬裁判と一緒に、子供と親で二人1チームになってもらって、その判決をやってみようみたいな、親子日曜何とか教室みたいなのを、学校で低学年とか、低学年は厳しいですね、小学校高学年あたりで開催してみると、法教育って例えばこういうことなのかということが分かるかもしれません。それで、そのときの題材は3匹の子豚でなくても、街づくりであるとか、そういうたくさんの題材を地域に応じてそこにかけることができると思うのです。

土井座長 どうもありがとうございます。

私自身も、親に理解してもらおうという段階を考えると、今、永野委員がおっしゃられたように、法教育そのものは、例えば中学校を中心にして、法というものという観点で議論することが重要かもしれませんが、そのベースにあるものを理解してもらおうという点は、小学校の段階とか、もう少し早い段階から、まあ、法というよりはルールだとか、そういう形で理解をしてもらう方がよいかもしれませんね。子供に対する関心度というのが、やっぱりどうしても親は子供が小さいときの方が密接に関りますので、それはそうなのかもしれないという気がします。

私も3人子供がいるのですけれども、今、一番上が小学校の高学年になってきて何なんですけど、やっぱり小さいころには3人の間で喧嘩する。それぞれが遊び方を含めてルールを作ろうとするわけですけれども、一番上の子が、やっぱり年が上だということで、知識とか自分の権威性を用いて何らかの形で解決しようとするんですね。最初の一



度目ぐらいはそれで騙されるんですけども、二度目、三度目になってくると下の方も騙されなくなってきた、どういう形で欺かれないようにするかと、しかし力では負けるというので下二人が連合したり、いろいろなことをしながらルールを作ろうとする。そのときに親の方からこうしなさいと言えば、まあそうなるんでしょうけれども、こちらでも学者ということもあって、どうなるかというのを見たいという部分もありまして、ずっと見ていると、子供たちなりに努力をするというところがあるんですね。

恐らくそういうプリミティブなものはもう少し幼い段階からある程度出てきていて、そういう時期から理解してもらいたいかもしれません。更に中学校、高校になると、それは本当に社会との関係という形になってきますので、内容も専門化してくる。親の方は、だんだん専門化してくると自分がついていけなくなってくるので、個別の案件についてどうというわけではなくて、この延長線上にこういう役割があるんだというふうに理解してもらえば、個々の案件というよりは、全体に対しての支持があるということになるんじゃないかというような気もしないわけではありません。

いろいろと御意見もおありかと思いますが、家庭教育、それから地域との関係の問題は非常に重要でして、今、大場参事官の方からもありましたように、法教育の重要性を理解してもらい、それは地域にも親にも理解してもらいたいという点も重要な課題ですので、今後また折を見て議論を深めていきたいと思っております。本日はちょっと時間の関係もございまして、次に移りたいと思っております。

次の事項は、1月21日に茨城県の石岡中学において茨城県弁護士会の先生方による出前授業が行われまして、本研究会からも多くの委員に御参加をいただきました。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

本日は、現地にはおいでになれなかった委員もいらっしゃいますので、主催者のお一人である弁護士の後藤直樹先生の方から、当日の様子などについて簡単に御説明をいただきたいと思っております。

なお、お手元の方には、当日の授業で使用されました教材を資料としてお配りしてございますので、御参考にしていただければと思っております。

それでは、後藤先生、よろしく願いいたします。

後藤弁護士 後藤です。多くの委員の先生方には、石岡の地までおいでいただきまして、大変ありがとうございました。また、授業終了後の意見交換会で貴重な御指摘、御意見

をいただいたことを心より御礼申し上げます。

21日に行われた授業なのですが、午後の2コマの総合的な学習の時間を使わせていただきました。

市立石岡中学校ですが、公立のごく普通の中学校というふうに聞いております。生徒さんは全校で560人、2年生が179名で5クラスあり、その5クラスすべてに授業をさせていただきました。

これは茨城県弁護士会の出前授業の一つとして実施させていただきました。私たちの茨城県弁護士会では、立憲民主主義社会を支える自立的な市民を育成したい、自分で考えて行動できるような子供を作りたいというふうに考えておりました、その一つとして実施いたしました。

派遣した弁護士ですが、資料3に書いてありますとおり、合計6名でございます。うち5名は茨城県弁護士会で、1名は仙台の弁護士会の弁護士に応援を求めました。講師をした弁護士の法教育の授業の実践経験ですが、実は、ほとんどの弁護士が初めてか、多くても2回程度しか学校の教壇に立ったことはありませんでした。

使った教材は、資料3に添付してあります。これらの教材は、講師の弁護士がその日初めて授業に使う教材でありました。初めての経験ということで、かなりきつかったかなというふうに思っております。

このような授業が企画されたかという経緯ですが、これはPTAのお母さんの方から学校の方に、茨城県弁護士会の方で弁護士を派遣する授業をやっているの、是非それを実施して欲しいという依頼があり、PTA主導の形で実施されたというふうに聞いております。それを受けまして、学校側で総合的な学習の時間に組み入れていただいたということです。中学校側の説明によりますと、2年生では、自分探しの旅を総合的な学習のテーマの一つとして位置付けているということでもあります。

そういうことで実施させていただいたのですが、我々実施する弁護士側の認識と、学校側、PTA側それぞれの授業に対する思いが微妙にずれていたのではないかなと若干反省しております。我々としては、考える授業をしたい、発表する、討論するような授業にしたいと考えていたのですが、学校側の方は、人権教育あるいはルールを守らなければいけないという方向で実施して欲しいと考えていたようであります。また、PTA側では、NHKのテレビで放映されました童話を使った模擬裁判を見ていただいたことから、楽しく、自由に討論できるような授業ということを望んでいたのかなと思っ

ております。事前の打ち合わせですが、授業実施3か月前に、窓口になっている先生に、関東弁護士会連合会の「子どものための法教育」と「わたしたちと法」というテキストをお渡しし、そのときに、私どもの方向性につきまして、ビデオテープやら説明やらで約1時間ほどプレゼンをさせていただきました。そのため、先生に、私どもの目指している方向については理解していただけたものと思ひ、詳しい打合せまでは行いませんでした。このように、お互いのすり合わせが不十分であったために、いま一つかなという授業に終わってしまったというようなところもあったかなと思います。

事前には、生徒さんの学力につきまして、特に普通の学力と聞いておりました。教材については、各担任の先生から、こういうふうにして欲しいとか、ああいうふうにして欲しいとかいう意見をいただくために、1週間ほど前に送付してありました。当日も1時間半か1時間ぐらい前に学校に到着しておりましたが、残念なことに学校の先生と十分な打合せができませんでした。

授業終了後の意見交換会で、当日来ていただいたPTAの方、それから委員の先生、その他の方から出た授業に対する意見ですが、なかなか厳しい御指摘が多く、大変参考になりました。

まず、一番厳しい指摘は、打合せが不十分ではないか、事前に生徒さんたちのレベルをつかまないうで実施したのではないか、何を学ばせたいのかが明確にはなっていなかったのではないかというものでした。また、教え方の方法について、たとえば、板書とかのやり方が不十分であるとか、討論をさせる際の作業の指示がはっきりしていないで混乱してしまった。それから、典型例から次第に応用させていくやり方をすべきところ、十分な典型例を与えずに考えさせてしまったのではないかと指摘もありました。また、クラスの担任の先生との協力・連携が不十分であったのではないかと、実施した教材、それから授業の内容について、十分に練れていないところがあるのではないかとこの御指摘もありました。

これらにつきまして、授業を実施した弁護士と反省会を行いました。

原因としましては、まず、事前の打合せが不十分であったということが一番反省しなければならない点であろうと思ひます。事前の打合せが不十分になった原因として、私が思うには、学校側の方では、授業の時間を提供すれば我々弁護士の側がその時間を使って全部きちんと行ってくれると認識していたのではないのでしょうか。弁護士は教えるプロではありませんし、初めて、そのクラスの生徒さんに会うわけですから、5

クラス，それぞれに事情があるわけですから，各自授業を実施する弁護士とクラスの担任とが，どんなクラスで，どのような生徒さんたちで，どのような雰囲気なのか，個別の打合せをする必要があったと思います。

それから，教え方の方法についてですが，これは，先ほど申しましたように，授業を実施した弁護士のほとんどが初めて教壇に立った，あるいは多くても2回程度ということから，教え方の訓練不足があったかなというふうに思っております。教え方については，今後，弁護士同士が授業方法について経験を積み，その経験をお互いに補充していくというのが一つであると思います。それから，もう一つは，担任の先生とのチームティーチング。教師と二人三脚で一緒になって考えていく，やっていくような方法も模索したいと思っております。

それから，学校との教育連携不足の点なのですが，中学校の場合ですと，どうも法教育というものについて理解をしていただいている先生方があまりいないというのが実情ではないでしょうか。私も，高校とか中学校とかで出前授業をさせていただいているのですが，高校の場合ですと公民科というのがありまして，ある程度，法についての知識をお持ちであるし，中には，極めて意欲的に授業の中にどうやって取り入れて，どういうふうに生徒さんたちに伝えるかということまで考えた上で呼んでいただける先生もおられます。しかし，中学校の先生ですと，法律のことはまったく知りませんので，どうぞお任せいたしますから，やってくださいというようなことになるのかなと，私個人は受け止めております。したがって，中学校の先生から声がかかった場合は，事前には，法教育が何を指しているのか，その重要性とか中身とか，そういったところについて御理解をしていただいて，授業を実施する前のある程度の事前の準備なり授業なりをしていただきたいと思いますと思っております。比較になりますけれども，高校の場合ですと，入学試験があるせいでしょうか，地方などでは生徒さんたちのレベルが比較的そろっておりまして，教えやすいところがあります。ところが，地方の中学生の場合ですとレベルがそろっておりませんで，かなり多様でございますので，いきなり現場に行って授業をする外部者の我々としては，どこに照準を合わせていいのかよく分からずに，非常に大変だなという印象を受けました。したがって，地方の公立中学校などが対象の場合，御指摘いただいたように，本当に十分な打合せをした上で実施しないと効果は上がらないのかなと感じた次第です。

それから，授業の内容，資料等が一部練れていない，準備不足であったという点につ

いては、まったくおっしゃるとおりでございます。現在、我々弁護士会の中でも、こういった授業案を作ればいいのかということで試行錯誤している途中でございまして、それを現場で実施させていただいて、意見やら体験やら失敗体験を踏まえた上で適宜修正していくということで一生懸命試行錯誤を繰り返しております。

今後、御指摘いただいた意見を踏まえて、よりよい授業を子供たちに提供できるように頑張っていきたいと思っております。

以上、雑駁ではありますが、これで報告に代えさせていただきます。

土井座長 どうもありがとうございました。

今の点につきまして、御質問、御意見、あるいは当日御参加いただいた委員からは御感想などをおっしゃっていただければと思います。いかがでしょうか。

永野委員 学校側のリクエストではなくて、PTAから議論中心でというので話が持ちかけられていて、学校側は丸投げでいいと思っているのは、本当に外部講師を招くと陥りがちなことでして、弁護士の委員だけではなくて、外から呼んだ外部講師に丸投げしてはいけないよという通達が出るぐらいですから、してしまいがちだというのはあります。

それから、丸投げでいいと思っているというのに繋がっていないのですが、生活指導上粒がそろっていないというところにも来るのですけれども、生活指導上の問題を多様に抱えているので、つい、人権とか法の遵守を是非、毎日毎日口うるさく言っている担任とか学年の先生だけでなく、いきなり警察というレベルでもなく、外部の方から言ってもらいたいという気持ちはあるのです。生活指導上の、きっと起こるだろうという問題をどのクラスも多かれ少なかれ抱えているので、それも含めて、本来はそれは担任とか学校側の領域ですから、そういうシーンもあったのですが、そういうときに担任なり学校側がどういうふうな生活指導上の関与をするかというところをやっぱりきちんと危機管理上打ち合わせておいた方がいいだろうなという気はしました。

中学校の先生は法教育を理解していないというのは、まったくそのとおりで、多様な学部を卒業した先生がいらっしゃいますので、是非、授業前に先生にレクチャーをしていただきたいと、私自身も切にお願いいたします。

土井座長 そのほか、いかがでしょうか。

私自身も当日授業を見学させていただきました。後藤先生始め茨城県弁護士会の先生方、先ほどおっしゃられたように、継続的に学校で教えていらっしゃるわけではなくて、当日初めて生徒さんの前に立たれているわけですが、それにもかかわらず、更に我々まで周りを取り囲むように見学をさせていただいたものですから、生徒さんの方が緊張して、何が起きるのかということになったと思うので、教壇に立っていらっしゃる先生方には非常に申し訳なかったなという部分がありました。

それをお含みおきの上、少し感想めいたことを申し上げさせていただければ、法曹実務家、これは法律家に限らないと思うのですが、そういう外部の専門家が学校へ行って授業をする際に、やっぱりいろいろと留意すべき点があるんだろうなということであります。それは、今後法教育を考える上でも、基本的に学校の側で行っていただくという面と、実務家がどういう形で関与をするのだという面と議論していかないといけないだろうと。法律に関する知識という意味では、それは圧倒的に法律実務家の方がお持ちになっているわけですが、しかし、教育の方法、あるいはそこにいる生徒さんに関する理解という意味においては、やっぱり圧倒的に学校の先生の方がお持ちになっておられるわけで、それをどういう形で生かして法教育を実施していただくかということになるかと思います。

もう一点申し上げれば、先ほど後藤先生もおっしゃられた点でありますけれども、やはり一回の授業なものですから、単発でそれだけがぽつんとあるというのは、本当の意味での法教育に結びつけていく上ではなかなか難しい点があるのかなと思います。それは生徒さんの方も何か行事のようにとらえてしまうという部分があって、もし実務家の方に来ていただくのであれば、恐らくその前後にそれに繋がるような何らかの授業をしておいていただかないと、やっぱり浮いてしまう可能性があるのかなという気がします。授業をやっていただくのであれば、それに繋がるような基本的な知識みたいなものを事前に教えておいていただく必要もあるでしょうし、例えば模擬裁判的なものを実務家の先生方を交えて一回やっていただければ、その後、反省ですとか、あるいは、それを通じて習得してもらいたかった知識あるいは方法についての確認といったようなものを何らかの形で実際に先生方にフォローしていただかないと、なかなか難しい面もあるのでしょうか。その意味では、学校と実務家の協力が必要なわけですが、しかし、それを非常に高度に言っていきますと、実務家の先生方に対しても大変負担になるという面

が出てきますので、どういう形で実施するのがいいのかという点についてはいろいろと  
考えさせていただける授業だったという気がいたします。

私の感想めいたものはそういったことなのですが、ほかの当日参加された委員で  
何か感想等があれば、いかがでしょうか。

鈴木委員、何かありますか。

鈴木委員 今、座長がおっしゃった点が、弁護士会でもこれから検討しなければいけない  
ことだろうと思います。今、とにかく、法教育というものをいろいろな場所でイメージ  
していただく、そしてまた広める、伝えるということでは、やはり弁護士会の弁護士が  
行って授業を行う、単発であってもやらないといけないだろうという中、それから授業  
案についても我々で何とか出していきたいということで試みているわけですが、  
そんな中では、やはり、単発であるとか、弁護士という教育を知らない人間が行くとい  
うことの困難性があるだろうと思っています。行く行くは、このぐらいのことだったら  
学校の先生がやれるよとおっしゃっていただけるような状態にまで是非持ち込みたいと  
思っております。その場合には、恐らく我々は裏方あるいはイベント係みみたいな形で関  
与することになるだろうと思いますけれども、そこに持ち込むまでにどのようにして我々  
がやっていけるか、また教育の現場の先生方とどういうふうに話をしていけるかとい  
うことが大事なだろうと思っています。今回に懲りず、また機会を作りますので、是  
非おいでいただければと思っております。ありがとうございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

もう一点だけ補足させていただくと、授業全体の動きの問題もいろいろあるのですけ  
れども、後ろの方で見ていると、こそこそと子供たちが子供たちだけで話している内容  
がありまして、それは非常に面白いことを言っていて、弁護士の先生方とどういう対話  
をしているかというのは一つの学習なんですけれども、子供たち同士でいろいろと議論  
をしたり、面白い論点を出す。ただ、中学生ということもあって、それをみんなの前で  
発言するのを恥ずかしがったりするものですから、教育を実施するというのは非常に難  
しいものだなということを感じました。

後藤先生からの御報告はそれぐらいにしまして、次に、この石岡中学校の授業でも、  
先ほど後藤先生の方からありましたように、総合的な学習の時間というものを使って行

われましたが、これまでのこの研究会におきましても、総合的な学習の時間につきまして何度か話題に上っているところでございます。この総合的な学習の時間というものは、生きる力の育成を目指すという新しい学習指導要領の一つの柱として設けられたものと伺っているところでありまして、その意味では、この総合的な学習の時間の理念や実践についてこの機会に御紹介いただくことは、今後の法教育の理念や実践の検討に当たっても大変有意義であろうかと思えます。

そこで、本日は、文部科学省の方から、総合的な学習の時間が設けられた理念等につきまして御説明をいただきたいと思えます。

今日は文部科学省の初等中等教育局教育課程課の学校教育官の吉富さんにお見えいただいておりますので、御説明をいただきたいと思えます。それでは、よろしく願いいたします。

吉富教育官 文部科学省の吉富でございます。よろしく申し上げます。

それでは、お手元にピンク色のパンフレットと資料4というのがございますので、これを御覧いただきたいと思えます。

このピンク色のパンフレットは2月に改訂したもので、実は、総合的な学習の時間にもかかわって、昨年中教審の答申を受けて一部手直ししました。その趣旨を踏まえて作ったものでございます。

1枚お開きいただきまして、左側を御覧いただきますと、これからの子供たちに求められる力というようなことが書いてございます。

ちょっと大上段な話になって恐縮でございますけれども、戦後、昭和30年代から40年代にかけては、科学技術も高度経済もどんどん発展する中で、とにかく新しい知識をたくさん教えていこうという傾向で教育が質的にも量的にも拡大したわけでありましてけれども、いつのころからかいろいろの問題が出てきて、学校での勉強というのも、表面的な知識を覚え込んで、テストが終わったら忘れてしまう、「知識の剥落」と呼ばれましたけれども、そういう状況の中にある。そして、落ちこぼれていく子供たちがいて、「七五三」とか「新幹線授業」とか、こう言われたわけでありまして。そういった傾向に対して、大体昭和50年代ぐらいから、見直しをしていこうということで、知識や技能が大切なこと、これは当然でありますけれども、もう少し、学ぶ意欲とか、思考力とか、判断力とか、表現力、こういったものをしっかり身に付けさせていきたいという



ような方向性が強くなってきたわけでございます。

お開きいただいたページの左下の方に図も書いてありますけれども、特に今、これはかなり幅広い言い方でございますけれども、「生きる力」を身に付けさせたいと。それは何かというと、「確かな学力」、知識・技能に加えて、意欲とか、課題を発見して、学び、考え、解決していくような力も含めたもの、そして「豊かな人間性」や「健康・体力」、そういったものをトータルで育てていきたいと。右の方に、何かみかんを切ったような図がありますが、これは、いろいろな学力の要素があるであろうということを書いたわけでございます。こういったことを狙っていきたいというのが、今の教育課程の基本になっているわけでございます。

それらの力というのは、当然、教科においても養うわけでありましてけれども、やはり「生きる力」というと全人的な力であることを考えると、横断的、総合的な指導ができるような手立てが講じられるような、あるいはそういう学習活動が展開できるような場を設ける必要があるのではないかとということで、総合的な学習の時間を設けることになったわけでありまして。資料4として「総合的な学習の時間について」整理をしてあります。

趣旨は、今申し上げましたように、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、問題を解決する力などの「生きる力」を育てると。この時間で全部請け負うわけではありませぬけれども、その有力な機会、場になるだろうということでありまして。

そして、もう一つ性格としてあるのは、各教科で付けた知識や技能を相互に関連付けて総合的に働くようにすることを狙っていきたいということでありまして。

二つ目に、ではどんな学習活動をしたらよいのかと。後でまた御説明しますが、学習指導要領上では、国際理解、情報、環境、福祉・健康と、こういったことを例示はしておりますものの、学校で、地域、学校、児童生徒の実態を踏まえて決めていただくということにしております。

やり方としても、ここに自然体験とかを例示してはありますが、様々な体験とか観察・実験、見学・調査、そういった体験的な学習とか問題解決的な学習を積極的に取り入れて欲しい、あるいは地域の人々の協力、地域にある素材を教材化して使うということですが、学習環境を積極的に活用していきたいということでありまして。

授業時数は、小学校第3学年以上に設けられておりますけれども、小学校で3単位時間程度、中学校で週当たり2から4単位時間程度、高校は3年間で3ないし6単位とい

うことで計画されております。

1枚めくっていただきまして、2ページを御覧いただきたいと思います。ここに授業時数、単位数の大枠が書かれております。

ちなみに、法教育にかかわって、教科、特に社会科については10月に一度御説明いたしました。それを社会科で担っている時間というのがありますし、また家庭科等でも関係するわけですが、小・中の右端の「総授業時数」の左側に、「総合的な学習の時間の授業時数」ということで、小学校3年以降、大体105ないし110、これは週当たり直すと、先ほど申しましたように3時間程度、中学校では波型～が入っております、選択教科との兼ね合いになっております。学校の判断で選択教科を多くしたり総合的な学習の時間を多くしたりできることにしております。実態から言うと、どうも今のところ、選択教科の方にシフトしているような傾向があるようでございます。いずれにしても、かなりの授業時数を充てることにしております、総合的な学習の時間への期待も非常に高かったとすることができるわけでありませぬ。

戻っていただきまして、1ページの4のところに、余りシャープな結果が出ているわけではないのですが、総合的な学習の時間でどんなテーマでやっているかということを知りたいものがあります。複数回答なのですけれども、小学校では、横断的・総合的な課題が85.9%、ちょっと飛んで、児童生徒の興味・関心に基づく課題が61.1%、地域や学校の特色に応じた課題が82.2%。法教育的な内容もどこかで入ってきている可能性があるということです。例えば、先ほどお話がありました、街づくりを提案していくというような事例はあちこちで散見されるのですけれども、ちょっと具体的な数字としては持ってありません。

3ページを御覧いただきますと、これが中学校学習指導要領の総則にこの規定をしております。ここで、趣旨、ねらい、活動その他、先ほどざっと申し上げたことを規定しているわけでございます。

1番目が趣旨で、地域、学校、生徒の実態に応じて、横断的・総合的な学習等を行うということが書いてあります。

2番目がねらいということで、今しがた申し上げたことを書いております。

3番目、趣旨、ねらいを踏まえて、目標・内容は学校で作ってもらうということが書いてございます。学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。

4番目で、全体計画をちゃんと作ってくださいねということがございます。

5番目で、その名称は学校で決めていただいて構いません、「何とかタイム」とか自由につけて構わないということでもあります。

6番目が、(1)として、教師も目標・内容に基づいてちゃんと指導してくださいねと。(2)として、これはいろいろな指導方法、学習形態等の工夫ですが、体験、問題解決的な学習をしてくださいと。(3)では、様々な学習形態、学習グループの大きさ等も含めて工夫して欲しいこと、地域の人々の協力を得て欲しいこと、教師が一体となってやって欲しいというようなこと。それから、(4)で、いろいろな地域の素材、団体の活用・御協力をお願いしたいということ。

ちなみに、アンダーラインを引きましたのが、最初にちょっと申し上げました、昨年10月の中教審の答申を受けて、暮れに学習指導要領を改訂して追加をした部分でございます。ともすると、学校で何をするか明確でないままに体験活動を連ねて終わっているのではないかといった指摘もあったところから、例えば2の(3)では、各教科等で身に付けた知識・技能を相互に関連付ける、生活に生かしていくというような役割も担っているということを明確にして、3番で、目標・内容をきちんと作って欲しいということ、4番で、全体計画を作って欲しいということ、6番目で、教師も適切な指導をちゃんとしてくださいねというようなことを書いているわけでございます。

4ページ目を御覧いただきますと、総合的な学習の時間について意識調査等したものを挙げております。詳しくはまた後で御覧いただければと思いますが、4ページの1のところ、子供たちは一体満足しているのかどうかということでございます。より黒いところが、「好き」とか「どちらかといえば好き」ということでありますけれども、大体、小学校5年生で9割、中学校2年生で8割弱の子供が、「どちらかといえば好き」以上の気持ちを持っているということでございます。

保護者にとってどうかというと、大体5割弱の保護者の方が、「まあよいと思う」以上の評価をされているということでございます。いろいろな調査が混ざっておりますが、ここは日本PTA全国協議会の調査ですけれども、子供たちが知りたいことを進んで学んだり、協力し合うようになったのではないかなというような感想があります。

5ページを御覧いただいて、こちらは文部科学省の調査ですが、保護者の変化として、小・中学生とも、子供たちが総合的な学習の時間でやったことを家庭で話してくれるというような声が大変強いようございます。これは何か、これからの取組みの一つの切り口、地域や家庭に繋いでいくという意味で一つの切り口になるかもしれません。

下の方ですが、教員の側の意識としては、子供たちの主体的な学習態度、意欲が高まったとか、思考力、判断力、表現力が身に付いているのではないかというような声があります。

それから、課題は何かというところが大事なところだろうと思いますが、6ページの下のところで、学校として、体験活動させるので精一杯だったというような声がやっぱり4割ぐらいあるということ。

それから、ずっと飛ばしていただきまして、9ページを御覧いただきますと、教員に聞いた問題点というのがあります。先ほど来お話に出ているように、教員自体も学校の中での打合せの時間の確保が非常に課題になる、ましてや外とはということになるかもしれない。それから、学校全体を見通した発展性・系統性、これがまだ模索の状況にあるのではないかと。お金の面を一つ飛ばすと、外部機関との連携、これが課題になっているということでございます。

以上御説明してきましたように、総合的な学習の時間は大変期待も大きくて、教育的な価値は非常に高いと、こういうふうに思いますけれども、一方、これだけですべての問題を一気に解決できるものでもないというふうに思っております。まずは教科の指導をしっかりとやると。それなしに総合的な学習の時間が充実するということとはなかるうというふうに思っております。

それから、二つ目は、どこで取り扱うにしても、いろいろな社会的事象や課題にはそれぞれの指導上の困難性というのがあるかと思えます。社会科・公民科でもそれを背負っている面があるわけでございます。将来子供たちに必要だから教えなければならないけれども、実際そこに内在する困難性がある。例えば、概念がなかなか難しく、発達段階でどうかみ砕いたらいいのかとか、体験とかが少ない中で理解させるにはどうしたらいいかと、一つ一つ、事象や課題に応じて丁寧に吟味して、計画なり方法なり教材なり連携なりということを工夫していく必要があって、それを、今日お話がありました弁護士会始め各団体でも取りかかっているものというふうに思っております。皆様の幅広いお知恵を借りていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

時間の関係もございますので、議論は後にさせていただくという形にしまして、引き続

きまして、この総合的学習の時間について、実際の教育現場では、1年間、どのような時間割で、あるいはどのような取組みがなされているのかという、実際の授業内容等について永野委員の方から御紹介をいただきたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

永野委員 資料5なのですが、資料5がいわゆる全体計画というやつです。各学年ごと、時系列に従って、右側になりますが、計画が書いてあります。

次のページを見ていただきたいのですが、「1年(55)」と書いてあるのが、実際に夏休み以外のところでカウントすると、55時間、分かっているところでそれぐらいになるといふのと、いわゆる1日ばかりで体験学習をしたり、学芸発表会で発表したりとかという学校行事とかぶっているところをこの中に入れておりませんので、足して72にならないといふところなんです。本来は70時間は一番少なくて、選択にシフトしているといふふうに言われましたが、70時間というのは、週のコマ数にしますと2時間、週2時間必ず総合の時間があって、その時間に必ずきちんと手立ての裏付けがある授業展開をしなくてはいけないということを考えると、教員の準備、それから打合せ等というのはなかなか大変なものがあるので、週2コマ以上に増えるといふのはなかなか難しいなといふのが実感です。

文部科学省の資料の3ページの3番なのですが、「趣旨及びねらいを踏まえ、総合的な学習の時間の目標及び内容を定め」、評価もきちんとこの中で考えてということなのですが、次に、「例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの」というところにやはりちゃんと理由があって、重要であると考えておりますので、そこから非常に外れた課題はほとんど設置していません。「生徒の興味・関心に基づく課題」は、例えばという事例の中から起こさせるということになります。今まで、進路選択というのが長い間あったのですが、それに、進路選択に体験的な学習や問題解決的な学習や選び取っていく意思決定の訓練ですとか、情報収集能力ですとか、発表能力といふのを盛り込んで、総合的な時間の軸にしています。

資料5を見ていただきたいのですが、1年生の6月に、自分新聞作りということになっていますが、集団の質を見て、例えばスクールカウンセラーを活用してクラス・エゴグラムということをする。次に、職業調べといふって、どんな職業があるかということをして、自ら課題を持って、あるいは興味・関心に基づいて調べるのですが、ここで毎年、

東京地裁の方から裁判官の方をお呼びしてお話を聞くグループであるとか、全体で聞くとかということはしています。それから、職場体験というのは、お休みの日、夏休みであるとか冬休みであるとかになりがちなのですが、学年によって設定する日は違いますが、行って労働体験をしてくるということをしします。最後、2月、3月というのはなかなか行事が立て込んでいるのですが、そこで食の教育というのが入ります。

2年生になりますと、ここは学年ごとに、本来ならば学校全体で計画がきちんとしていなくてはいけないのですが、実態に合わせて多少流動的になったのが今年なのですが、本来、この2年生は職業調べを1年の終わりでやらなくてはいけないところを、体験学習の羅列という指摘のとおり、別のイベントが入りまして、こちらにちょっとずれ込んでいるというのがあります。本来ですと、職業調べは1年の方にきちんとして、上級学校調べから入らないといけないのですが、今年度はこのようになりました。上級学校調べというのは、職業、世の中にどんなものがあるのかなの後に、実際に行って勤労体験をした後、例えばどういう上級学校に進んでいくやり方があるのかな、それで自分で選んで調べて、訪問して、発表するということをしします。8月に、いわゆるベンチャーということなのですが、企業体験、自分たちで会社を興して作ってみようということをやっております、それが11月のいわゆる学芸発表会に向けての実施ということになってきます。そのときに、問屋街に材料を買いに行くということも含めてですが、東京の文化・伝統を訪ねてということで、自分たちの町を知ろうと、環境といえ環境なのですが、充てています。その後になりますと、いわゆる防犯教室的な意味合いが非常に強いのですが、健康な生活のためのライフスキルということで、喫煙、薬物、ハイテク犯罪等を、日本ダルクと呼ばれる協会ですとか近くの警察署の方からお話を聞く。講話に近いような、いわゆる丸投げタイプのやつなのですが、お話しになります。

3年生になりますと進路が非常に具体的にかぶってまいりまして、修学旅行への日本の文化を知るという学習の後に、都立高校の先生に模擬授業をしてもらって、生徒が自分が行きたいと思っている高校の聞きたいなという授業を2つ3つ選んで、平常の日の5、6時間目ですが、幾つかを聞いて感想を持つというような模擬体験授業をしします。高校生になったつもりというやつですね。2学期になりますと、福祉体験学習で手話、点字、アイマスク、車いす、バリアフリー、地域の環境調査というのを、これが一番総合的な学習のオーソドックスなやつだと思います。これは非常に時間をかけてやります。1、2月は受験が入って、なかなか時程的にはきちんと消化できないのですが、3

月の卒業期特別講座ということで時間をとりまして、いわゆる健康な生活のためのライフスキルということで、A I D Sとか男女のかかわりといった性教育的なところをここで取り扱います。

これが本校の総合的な学習の時間についてで、2枚目の、おおよその、実際にはこういうような時間を使うつもりで計画しましたというのがこのレジュメになります。

以上です。

土井座長 どうもありがとうございました。

今、吉富さん、あるいは永野委員の方から御報告をいただきました総合的な学習の時間につきまして、何か御質問等があれば、いかがでしょうか。

永野委員の方から御説明いただいた計画を見ますと、比較的職業体験みたいなものが一貫して各学年にあるわけですけれども、それ以外のテーマなんかに関しては、かなり個別に、何か月分かまとめて自由に時間をとっていらっしゃるという、そういう感じなんでしょうか。

永野委員 本校の課題でもあるのですが、体験学習の羅列という指摘ではないように、ここが骨になっているところをきちんと説明責任があるなという課題です。

荻原委員 ものすごくバラエティーに富んで、いろいろ工夫されていると思うのですが、例えば「ボランティア」、「福祉体験」と、大体こう装着してやるのですが、例えば地元のここになぜエスカレーターがないのかとか、そういうのを探ってみせるとか、そうなる何かちょっと問題解決手法に近づくかなと。それから、うちの駅にはエレベーターがあるのに、なぜか乗れなかったり、普段閉まっていたりとか、そういうのに結びつけたらどうかななんて思います。これは体験というそれだけで終わっちゃうのですが、何かそういうのとか、あと、新聞作りとかいろいろあるのですが、例えば、この新聞ではこの問題についてこう言っているけれども、この新聞ではこう言っているとか。これは自分の新聞ですけどね。どちらかというと、やっぱりディスカッションする場、人前で話すのが日本人は下手なので、そういう場を積極的に総合的な学習で取り入れてもらえないだろうか。結構、体験はもういいなという感じがあるので

す。それよりも、みんなの前で自分の意見を言ってみて、相手の意見を聞いて、だんだんそれが変わっていくとか、それこそ総合的にやってもらえないかななんて思うんですよね。それで、難しいのかなとか、そういうのはどうなんだろうかと。

永野委員 これは先進的な研究校の事例ではなく、どちらかという御指摘を受けるタイプのやつなんですけれども、そのとおりで、体験学習の羅列になっているのではないですかというのが、やはり本校の今年度の自分たちの学校評価活動というのですが、学校評価を振り返って、やっぱりここが問題点になりました。

ボランティア・福祉体験は、体験はどの学校でもやるように体験をした後に、地域でバリアフリーの調査をして、ここが何とか足りないねというところまでは行くのですが、それをどこに提言していくかというところでは、そこで学芸発表会で展示して終わるみたいのところになってしまっています。

もう一つは、アイマスク体験の学習では、点字を打つというのを習ったので、校内に点字のプレートを張るとか、余り一遍にある一つの学年でやってしまうと、次の学年に少しとおこうかというのがあるのですが、例えば、いわゆるスポーツセンターとか公民館の自動販売機は点字のプレートがないんですね。ですから、視覚障害者の方を招いてお話を聞いて、お金を入れたけれども何が出てくるかは分からないでエイッと押すんだというのを聞いて、じゃあそういうところに点字のシールを張っていくということをやろうかというような、地域に戻っていく活動にはなりました。

なかなか、発表してディスカッションするということまでは、本校の事例でいくと、深められていないです。

荻原委員 総合的な学習で一つ、例えば、自動販売機に点字を張るのも結構大変だと思うのですがけれども、成功体験が一個学校のときにあると、大人になってからもこの調子で、何か自分が町に働きかけると世の中変わるかもしれないというのができるかなと思うんですよね。ほんの小さなことでも。自動販売機に点字を張れたということでもいいと思うのですが。だから、バリアフリーも、階段しかなくて、これはだめだ、じゃあ市長にみんなで署名を集めてやってみようとか、そういう働きかけるところまでやってくれと、きっとすごいななんて思います。



永野委員 ここは年度の反省のところ、3年生の2学期ではなくて、もうちょっと長く  
とってやった方がいいなという反省になっています。

土井座長 どうもありがとうございました。

今日の前半のテーマでもあります地域あるいは家庭とのかかわり合いというような面  
と接点になるような側面を持つ時間でもありますし、また、今御議論がありましたよう  
に、地域とかに主体的にかかわっていくという意味においても接点になり得る時間だろ  
うというような印象を受けました。

他方、吉富教育官の方からもありましたように、そういう総合的な学習の時間は、そ  
れとしての意義があると同時に、やはり教科教育の方にも何らかの足がかりというか、  
きちっとした基盤がないと生かせないという御指摘でありまして、法教育を考えていく  
上でも、この問題については考えていく必要があるかと思えます。

また、総合的な学習の時間に関する指導要領の中に、国際理解、情報、環境、福祉・  
健康という例示があるわけですが、吉富教育官の方からの御説明ですと、これは例示に  
すぎないのだという御意見、あるいは、永野委員からの御意見ですと、例示であっても  
例示として挙げた以上は事実上の拘束力を持つものであるという、これ自体、法解釈に  
かかわる問題で、一つの議論かと思えますが、この辺もいろいろと今後御議論いただ  
ければと思います。

それでは、最後になりますが、前回あるいは前々回におきまして、教材例・指導例の  
収集・分析の問題について、江口委員、大杉委員、館委員、橋本委員、永野委員の方に  
第一次的な検討をお願いしたところでございます。前回の研究会の後、あるいは本日の  
研究会の前におきまして、この問題につきまして各委員の方で御検討いただいたと伺  
っておりますので、その内容等につきまして、江口委員の方から簡単に御報告いただ  
きたいと思えます。よろしく申し上げます。

江口委員 座長の土井先生も同席していらっしゃいましたので、後ほど修正があればお願  
いします。一応、法教育に関連して、とにかく集められるだけ資料を集めることにな  
り、今回、幾つか集めてきました。特に文部科学省を始め現場の先生方が数十冊に及ぶ  
と思えますけれども持参されました。それを一々検討する時間はなかったのですけれ  
ども、そういうものを参考にしながら、幾つかのグループで、教材を作ってみる、あるい

は指導計画を作ってみることになりました。そして、できるならばそれを実験的にやってみることになりました。かつて大杉委員が話された、中学校公民的分野で今でもやれて、かつ時代に合わせて修正可能なような教材集みたいなものを作ることになりました。

その教材の一つ目が、私たちが集団生活を営む上で、やっぱり法やルールがあって、そのルールを作ったり、守っていく、あるいは修正していくというプロセスが学習できる教材です。これは公民的分野の最初の導入の部分に関係します。私人間とか、私と地域社会とかという部分の教材開発です。そこには、ルール作りや、契約、約束という概念や考え方が入り込んでくるのだらうと思います。

二つ目が憲法の部分です。これは土井座長に力を発揮していただかないとどうにもならないのですけれども、憲法を含めた日本の法律があって、その法律をどう見たらいいのかという部分の教材です。憲法の学習では多くの時間が設定されていますので、そこに関しての法教育に関連するような教材が作ればいいのかと思います。

三つ目は、立法・司法・行政のうちの司法権という部分です。当然、裁判所及び裁判プロセスが学べる教材です。これについては、現場でも多くの指導例があります。法廷傍聴から模擬法廷から、あるいはひょっとしたら判例を使う授業までありますとか。そういう例を参考に、時代に合ったような裁判所及び司法を勉強するような教材はどういう形で作れるかということに関連した部分です。

四つ目が、経済人や消費者として我々は日常的に生きています。その部分は、かなり大切なところであり、経済及び消費者に関連した教材開発の部分です。現に消費者教育あるいは消費者保護行政という形で学習されていますが、もう少し法に関連して作れないかと思っています。以上、四つの部分で教材開発を、今、考えているところです。

土井座長 ありがとうございます。

大杉委員，橋本委員，永野委員の方で何か補足はございますでしょうか。

何か，今の江口委員の方からの御報告につきまして，御質問等，委員の方でございませうでしょうか。よろしゅうございませうか。

それでは，引き続き，江口委員を始めとしまして5人の委員の方にこの問題についての御検討をお願いしたいと思います。

それでは，予定した時間を少し過ぎましたけれども，本日はこの程度とさせていただきます。

きたいと思います。

次回は、来月23日、火曜日、午後2時から、この会場である法務省大会議室において開催を予定しております。

それでは、本日の議事はここまでにしたいと思います。どうもありがとうございました。

午後4時12分 閉会